アライグマ

【生態】

食肉目に分類され、顔の黒い帯と尾の縞模様に特徴がある。5本指の形状と大きさから在来哺乳類との区別は容易である。手は器用で、ものを掴むことができ、木やフェンスなどは容易によじ登る。

夜行性で、森林から湿地帯、市街地まで多様な環境に生息するが一般的には水に近い場所を好む。2ヶ月間の妊娠期間を経て、春に3~4頭の子を産むが、流産や出産初期に子が死亡した場合には、再度出産することもある。食性は雑食性で、動物全般から果実、野菜、穀類、残飯などを食べる。行動圏は環境によって異なるが、残飯が豊富な都市部では数haと狭い(日本生態学会編、2002)。





アライグマ

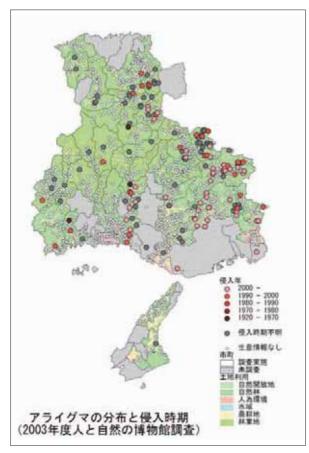


図5-2 アライグマの分布拡大

【侵入経緯と県下の分布状況】

本種は北米原産である。日本での最初のアライグマの侵入は、1962年に愛知県犬山市の動物園からの逃亡個体によって発生し、生息域は岐阜県にも拡大した。1979年には北海道恵庭市でも飼育個体の逃亡からアライグマが定着した。その後各地で侵入が確認され、2000年時点で17都道府県から生息情報が得られている(日本生態学会編、2002)。

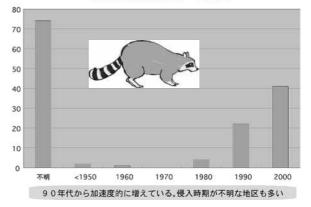
兵庫県では、1970年代までは、相生市、市川町、朝来町の数地点での確認状況であったが、2000年以降は篠山市、三田市周辺、和田山町周辺に広がり県東部でも多く確認されるようになった(図5-2参照)。

【影響・被害】

侵入の個体数が多い地域では、 農作物に対する被害が著しい。繁 殖期には、人家侵入の被害もある。 また、アライグマ回虫や狂犬病な どを媒介する危険性が指摘されて いる。さらに捕食、競合による在 来種への影響が懸念される。

各年代にアライグマが侵入した地区数

「平成15年度農会アンケート」より









トウモロコシの被害(神戸市北区)



繁殖期の人家侵入(神戸市北区)

【対策事例】

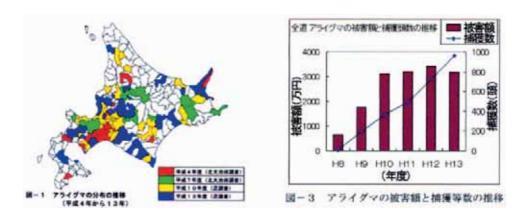
○北海道の事例

北海道ではアライグマによる農作物等への被害が1993年頃から発生し、その後急増した。1997年度には恵庭市と長沼町によって有害鳥獣駆除が開始された。しかし、さらに、広域的、総合的な対策が必要とされたため1998年度より北海道として農作物等の被害防止と生物多様性保全の観点から、アライグマの野生化個体の根絶を目標とする取組を開始した。

2003年度にはアライグマ対策基本方針、2004年度にはアライグマ対策行動計画を策定し、対策を進めている。

(http://www.pref.hokkaido.jp/kseikatu/ks-kskky/alien/araiguma/araiguma top.htm)

調査としては、全道的に分布アンケート調査、試験的捕獲を実施し捕獲手法を検討、 捕獲個体の分析等を実施、合わせて啓発活動(アライグマ問題のフォーラム、「アライグ マ被害対策ハンドブック」の作成、配布等)も行われている。



北海道アライグマ対策基本方針より

【兵庫県でとるべき対策】

○経年的なモニタリングの実施

- ・農業者からの情報の収集と集計
- ・狩猟者からの情報の収集と集計
- ・県や市町への相談や苦情の情報の整理
- ペットショップなどの調査
- ・狂犬病やアライグマ回虫などの人畜共通感染症保有の有無の調査 などを体系的に行い、新たな生息地点、目撃や被害などが急増したエリアを中心 に対応策(駆除の方法等)を検討する。また、継続的調査により、施策の効果や状 況の変化を把握することが重要である。

○対応策の判断と合意形成

基本的に根絶を目指して駆除事業を実施するべきだと考えられるが、以下の現状を踏まえ、調査結果などと照らし合わせて、将来予測や費用対効果などを検討する必要がある。

- ・90年代以降、急速に分布を広げている。
- ・現時点で集計済みの情報以上に、生息や被害の拡大の情報が寄せられつつある。
- ・侵入地域では農業被害が著しく、家屋侵入などの被害もある。
- ・人や犬などへの攻撃性が高く、狂犬病の感受性が高い哺乳類であると知られているため、人や犬などの家畜との接触が起こらないための対策を急ぐ必要がある。
- ・その食性や運動能力、繁殖能力から、在来の動物や生態系に与える影響は大きい と考えられる。
- ・早急に、駆除による根絶を目指すのが望ましい。
- ・現在のところ、効率的な捕獲手法が確立していない。
- ・アライグマを殺すことにたいして感情的な反対もある。

- ・観光地では餌付けを行っている事例がある。
- ・現在でも県内で飼育されている事例がある。

これらの現状を勘案した上で、県としての対応方針を決定し、それに従ってより 綿密な管理計画を策定するべきである。

○地域指定

特に、在来種に対する影響や、生活への被害が大きい地域を抽出し、地元の要望 や事業に対する理解が得られる地域を対策強化エリアに指定し、集中的な対策を行 うことも検討すべきである(ただし、分布の拡大を抑えるためにも、広域的な捕獲 計画に基づく対策が必要である)。

○捕獲による駆除

・捕獲手法の開発と普及

箱罠による捕獲が一般的である。各地で、捕獲に取り組み始めているが、現時点では、捕獲効率はあまり高くない。手法の改良や工夫とともに、捕獲未経験の地域へ、経験者のノウハウを伝えることも重要である。被害を最小限に食い止めるため、捕獲効率の良い時期などの選定も必要である。

・駆除事業の実施

組織的・広域的な捕獲事業の実施が必要不可欠である。行政が行う事業としての捕獲と駆除個体の処理は、シカやイノシシ同様に市町を主体とし駆除班等に委託するなどして実施するのが適切だと考えられる。

(ただし、狩猟者や捕獲技術を持った人材は年々減少・高齢化しており、人材の 確保や捕獲従事者の待遇には十分に配慮しなければならない。)

・県民からの持ち込み個体の処理

県民が、自主的に(あるいは偶発的に)捕獲した個体などの処理は、適切な持ち込み場所を用意し、やむなく再放獣されることのない体制を組む必要がある。 (アライグマの分布は拡大しているため、全県的にこのような引き受け場所が必要と考えられる。他の駆除対象の外来生物の引き受けと合わせて検討すべきである。)

○県民の取り組みの奨励

内容としては

- ・捕獲したものの引き取りと処分
- ・捕獲に対するの奨励金、買い取り
- ・捕獲や防除のための技術の習得や維持のための支援 (講習会や手引き書など)
- ・罠など捕獲器具の貸し出し、防除用品の貸し出しや補助などが考えられる。

これらを実施するためにも、安全で簡便な防除手法や捕獲手法を確立することが必要である。

- ※ただし、アライグマは、人間に対する攻撃性もあるので、捕獲や処理にあたって は適切な手法の普及(捕獲マニュアルや手引きの作成など)が必要である。
- ※基本的には、技術のある人材や組織に委託等をすることによって捕獲事業を進めるのが現実的である。

○餌付けの禁止など

娯楽や愛玩目的の餌付けは禁止するべきである。

特に、共通感染症や、餌付けすることによる生息数の増加などには注意を払う必要がある。